

令和 2 年度動植物データ作成業務仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、「令和 2 年度動植物データ作成業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

札幌市では、平成 25 年 3 月に「生物多様性さっぽろビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、生物多様性の保全のための施策を推進している。平成 29 年度には札幌市動植物データベースを構築し、札幌市内の動植物の生息・生育状況についての収集を進めている。

本業務は、今後の生物多様性保全の取組に活用することを目的として、札幌市が保有する動植物の生息・生育状況に関する調査データを整理し、札幌市動植物データベースに取り込むためのデータの作成を行うものである。

3 業務の履行期間

契約の日から令和 3 年 3 月 19 日（金）

4 業務内容

委託者が提供する以下の調査に係る報告書等（pdf、Excel ファイル等）より、下表に記載する動植物の生息・生育状況に関するデータを抽出し、別に定める報告様式（Excel ファイル）に整理する。

データ整理に関する留意事項は次のとおりとする。

- (1) データを入力する際の必須項目は、「文献名」、「調査年月日自」、「調査年月日至」、「種名」、「メッシュコード」とするが、それ以外の項目についても可能な限りわかる情報を入力すること。
- (2) 整理にあたっては、可能な限り GIS で利用可能な位置情報を 3 次メッシュで入力することとするが、詳細な位置情報が記載されていないものについては 2 次メッシュでも可とする。

調査、文献等名称	業務担当部局	調査等期間	データ件数
自然環境調査業務	下水道河川局	平成 26 年度から令和元年度	約 5,300
特別採捕許可書返納に伴う、淡水魚調査記録	建設局	令和元年度	約 300
北海道札幌市及びその近郊における淡水魚の分布-2002~2015 年における採取記録-	建設局	2002 年から 2015 年	約 900
クゲヌマラン分布調査	建設局	平成 30 年度	約 10
オオハンゴンソウ被度調査	建設局	平成 30 年度	約 10
札幌の希少植物に係る調査等業務(ラン科)	市民文化局	令和 2 年 2 月	約 120

令和元年度水生生物生息調査業務	環境局	令和元年度	約 100
令和元年度自然環境調査業務	環境局	令和元年度	約 1,700

5 成果品

- (1) 指定の報告様式 (Excel) で作成した動植物データ (CD-R 等) 1 式
- (2) 完了届 (本市所定の様式による)

6 業務日程表

契約締結後、速やかに業務日程表を作成し、委託者の了解を得ること。

7 従事者

- (1) 本業務の処理について、業務処理責任者及び主任技術者を定め、委託者に通知すること。また、業務処理責任者及び主任技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。
- (3) 業務処理責任者は、契約書及び仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (4) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

8 打ち合わせ

打ち合わせは本業務の着手時に行うものとし、受託者は打ち合わせの結果を書面に記録し、その都度委託者の確認を受けなければならない。

9 個人情報の取扱及び秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (2) 本業務の履行に当たり、知り得た一切の事項について、他に漏洩してはならない。
- (3) 受託者が使用する者に対して、本業務を処理するに当たり知り得た一切の事項について、他に漏洩することのないよう講じなければならない。
- (4) 本業務により知り得た希少な動植物の生息又は生育に関する情報について、当該希少種の保護のため、厳重に取り扱わなくてはならない。
- (5) 上記(1)から(4)までの規定は、本業務の履行期間が終了し、契約が解除された後も同様とする。

10 その他

- (1) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に関して疑義が生じたときは、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。
- (2) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は委託者に帰属する。
- (3) 本業務の履行に当たっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷

の低減に努めること。

- (4) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。
- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて本業務に係る資料を、業務担当者の許可を得た上で、札幌市役所内で閲覧することを可能とする（コピーや写真撮影等の行為は禁止する。）。資料閲覧を希望する者は、業務担当者にあらかじめ連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

11 業務担当者

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 市川、寺島

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 12階

TEL : 011-211-2879 FAX : 011-218-5108

E-mail : biodiversity@city.sapporo.jp

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、又は認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

